

ソフトバンク BB プロバイダーサービス規約

ソフトバンク株式会社

第1章 総 則

第1条（本規約の適用）

1. ソフトバンク株式会社（以下「当社」といいます。）は、このソフトバンク BB プロバイダーサービス規約（以下「本規約」といいます。）に従い、Yahoo! BB サービスのオプションサービスとしてソフトバンク BB プロバイダーサービス（後記第2条第(1)項に定義し、以下「本サービス」といいます。）を提供します。
2. 当社は、本規約に関する追加、変更、特約等の条件（以下「特約条件」といいます。）を別途定めることがあります。この場合、特約条件は本規約の一部を構成するものとします。本規約と特約条件との間に齟齬が生じた場合、特約条件が本規約に優先して適用されるものとします。
3. 本規約に定めのない事項については、利用する本サービスの内容に応じ、LINE ヤフー規約（約款）（後記第2条(4)項に定義します。）および無線 LAN 規約が準用されるものとします。なお、本規約と各規約との間で齟齬が生じた場合は、本規約が各規約に優先して適用されるものとします。
4. 当社は、当社所定の方法により会員に通知することにより本規約を変更することがあります。その場合には、料金その他の本サービス提供条件は変更後の規約によります。

第2条（定義）

本規約において用いられる以下の用語はそれぞれ以下に記載する意味を有します。

- (1) 「ソフトバンク BB プロバイダーサービス」とは、当社が別途定める「公衆無線 LAN 利用規約」（以下「無線 LAN 規約」といいます。）に定める、公衆無線 LAN サービスを提供するサービスをいいます。
- (2) 「各種オプションサービス」とは、本サービスのオプションサービスとして当社が提供するサービスであり、本規約別表に定めるサービスの総称をいいます。
- (3) 「利用契約」とは、本サービスを利用するための契約を意味します。
- (4) 「LINE ヤフー規約（約款）」とは、LINE ヤフー株式会社（以下「LINE ヤフー」といいます。）の定める「Yahoo! BB サービス会員規約（約款）」をいいます。
- (5) 「会員」とは、当社との利用契約が成立した本サービスの利用者をいいます。
- (6) 「申込者」とは、当社に利用契約の申込をした者をいいます。
- (7) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定に基づき課税される消費税および地方税法の規定に基づき課税される地方消費税の額に相当する額をいいます。
- (8) 「料金等」とは、本規約に基づき会員が負担すべき債務およびこれにかかる消費税等相当額をいいます。

第2章 契約の成立等

第3条 (契約の単位)

当社は、本サービスにつき一つの利用契約を締結します。

第4条 (契約の申込み)

申込者は、本サービスの申込にあたっては、LINE ヤフー規約（約款）および本規約に同意の上、当社所定の方法により行うものとします。

第5条 (契約の申込の承諾)

1. 本サービスに係る契約は、前条に従い申込者により本サービスの申込みがなされ、当社が当該申込みを承諾することを条件として、以下に定める日に成立するものとします。なお、本サービスの契約成立日は申込日によって異なります。

<2009年10月31日以前に申し込みを行った会員>

当社が申込みを承諾した日の翌日を1日目として7日目、または、LINE ヤフーが提供するYahoo! JAPAN IDをLINE ヤフーのWeb ページ上で有効化した日のいずれか早い日。

<2009年11月1日以降に申し込みを行った会員>

当社の申込みを承諾した日の翌日を1日目として7日目、もしくは、公衆無線LANサービス、ダイヤルアップサービス（2025年3月31日をもって提供終了）を最初に利用した日のいずれか早い日。

また、審査等のため申込者の運転免許証、健康保険証、印鑑証明書、資格証明書、商業登記簿謄本その他の書類の提出を要する場合があります。

2. 前項の定めにかかわらず、当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には本サービスの申込を承諾しないことがあります。

- (1) 本サービスを提供することが技術上その他の理由により困難なとき。
- (2) 当社が提供する電気通信サービスまたはその他のサービスにおいて、過去に不正使用または料金等の不払い等の理由により契約の解除または利用を停止されていることが判明した場合。
- (3) 入会申込の際の申告事項に、虚偽の記載があったとき。
- (4) 当社の業務の遂行に著しく支障があるとき。
- (5) 申込者が未成年、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、申込の手続が成年後見人によって行われておらず、または申込の際に法定代理人、保佐人もしくは補助人の同意を得ていなかったとき。
- (6) 申込者が、指定したクレジットカードの名義人と異なるとき
- (7) 申込者が、指定したクレジットカードを発行したクレジットカード会社からクレジットカード利用契約の解除、その他の理由によりクレジットカードの利用を認められていないとき
- (8) 申込者が現に当社、または当社が別途「プライバシーポリシー」においてパーソナルデータを当社と共同利用する者として定めた会社の提供する他のサービスの料金等の支払いをなさずあるいは遅延しているとき

- (9) 申込者が過去に当社、または当社が別途「プライバシーポリシー」においてパーソナルデータを当社と共同利用する者として定めた会社が提供するサービスの利用契約を解除されていることが判明したとき。
- (10) 第 13 条に定める会員の義務に違反するおそれがあると当社が判断したとき。
- (11) 当社が別途定める販売条件を満たさない場合。
- (12) その他当社が適当でないと判断するとき。

第 6 条（契約事項の変更）

1. 会員は、第 4 条に定める契約申込時に回答した事項について変更が生じた場合には、直ちにその旨を当社所定の方法に従い当社に報告するものとします。
2. 当社は、当社の裁量により必要と判断した場合には、前項に定める変更内容を証する書類の提示を求めることができるものとします。
3. 当社は、前項の規定により変更申込を承諾した場合は、変更を承諾した日から本サービスの利用について変更された事項を適用するものとします。
4. 申込事項に変更が生じたにもかかわらず、すみやかに変更申込がなされないことにより、当社に何らかの損害が生じた場合は、会員は、当社に対しその損害を賠償する責任を負うものとします。なおこの場合、当社は変更前の申込内容にしたがって本サービスの提供を行うものとし、これにより会員に生じた損害については何ら責任を負わないものとします。

第 3 章 料金等の支払

第 7 条（課金開始日）

本サービスの料金等の課金開始日は、第 5 条 1 項に定める利用契約の成立日とします。

第 8 条（料金等）

1. 会員は本サービスの料金等を当社が別途定める方法にて当社に支払うものとします。なお、会員は、利用契約申込み後、速やかに当社が別途定める支払方法の中から選択した料金等の支払方法を当社または集金代行業者（後記第 3 項において定義します。）に通知することとします。
2. 料金等の支払方法等については LINE ヤフー規約に定めるところによるものとします。
3. 当社は、料金等その他利用契約に基づき当社が会員に対して有する債権の請求ならびに受領行為を LINE ヤフーその他第三者（以下併せて「集金代行業者」といいます。）に委託できるものとします。
4. 料金等の支払の履行遅延があった場合または事由の如何を問わず料金等の支払の確認ができなかった場合、当社または集金代行業者より、当社または集金代行業者の定める方法にて再請求を行います。
5. 当社は、本規約において明示的に定める場合および支払義務がない料金等が既に支払われている場合を除き、当社が会員より受け取った料金等について、返還する義務を負わないものとします。
6. 料金等の支払方法を当社もしくは集金代行業者へ通知しない、または通知した支払方法による

料金等の支払の確認ができない等の事由により、当社または集金代行業者が払込票を発行して料金等の請求を行う場合は、別途定める請求書発行手数料および払込処理手数料を加算して料金等を請求いたします。

第9条（延滞利息）

会員は、料金等（延滞利息を除きます。）を、支払期日を経過しても支払わない場合には、延滞金額に対する支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として、別途当社が定める方法により、当社に支払うものとします。

第10条（端数処理）

当社は、料金等その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

第4章 サービスの利用停止等

第11条（禁止事項）

1. 会員は本サービスの利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 他者もしくは当社の著作権、その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
 - (2) 他者もしくは当社の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
 - (3) 他者のメール受信を妨害する行為、その他他者もしくは当社に不利益もしくは損害を与える行為、またはそれらのおそれのある行為。
 - (4) 他者もしくは当社を誹謗、中傷する行為。公序良俗に反する行為もしくはそのおそれのある行為、または公序良俗に反する情報を他者に提供する行為。
 - (5) 犯罪的行為もしくは犯罪的行為に結びつく行為、またはそのおそれのある行為。
 - (6) 事実に反する、またはそのおそれのある情報を提供する行為。
 - (7) ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為。無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為。
 - (8) 本サービスによりアクセス可能な当社または他者の情報を改ざん、消去する行為。選挙の事前運動等公職選挙法に違反する行為。
 - (9) 他者に対し、無断で広告・宣伝・勧誘等の電子メールを送信する行為または嫌悪感を抱く電子メール（嫌がらせメール）を送信する行為。
 - (10) 連鎖的なメール転送を依頼する行為および当該依頼に応じて転送する行為。
 - (11) 本人の同意を得ることなく、または不当な手段により他者の個人情報、もしくは他の会社の公開されていない情報を収集する行為。
 - (12) 本サービスの運営を妨げ、もしくはその信用を毀損する行為。ID およびパスワードを不正に使用する行為。
 - (13) 当社または他者の設備等に無権限でアクセスする行為。
 - (14) コンピューターウイルス等有害なプログラムを本サービスを通じて、または本サービスに関

連して使用し、もしくは提供する行為。

(15) 本サービスを利用して電気通信事業法に定める電気通信事業を営む行為。

(16) 本サービスを利用して、不特定または多数の第三者の需要に応じて、電気通信役務を反復継続して提供する行為

(17) その他、法令に違反する、または違反するおそれのある行為。

(18) 上記各号のいずれかに該当する行為（当該行為を他者が行っている場合を含みます。）が見られるデータ等へ当該行為を助長する目的でリンクを張る行為。その他、不適切な行為。

2. 会員は、前項に該当もしくは該当する恐れがあると当社が判断した場合、当社からのご利用状況の確認に応じるものとします。

第12条（サービスの停止）

1. 会員が、本規約に違反した場合、前条各号の一に該当すると当社が合理的な根拠に基づき合理的に判断した場合、または本サービスの利用契約成立後に第5条第2項各号に該当する事由の存在が判明した場合、当社は、事前に通知することなく、当該会員に対する本サービスの提供を、当社が相当と判断する期間停止することができるものとします。この場合でも、当該会員は停止期間中の料金を支払う義務を免れないものとします。
2. 会員が複数の利用契約を締結している場合において、当該利用契約のうちのいずれかについて前項の規定により本サービスの利用を停止されたときは、当社は、当該会員が締結している他の全ての利用契約に基づく本サービスの利用を停止することができるものとします。
3. 本条に基づき本サービスの利用が停止・制限された場合であっても、当該本サービスの停止・制限原因が解消されるまで、または利用契約が解除されるまでの間については、会員は料金等の支払義務を免れないものとします。また、当社は本条に基づく本サービスの利用の停止または制限により会員に発生した損害について、一切責任を負わないものとします。
4. 本条の規定にかかわらず、当社は本サービスの停止義務を負うものではありません。

第13条（情報等の削除）

1. 当社は、会員が当社の提供するサーバー上に登録した情報または文章等が、以下の事項に該当すると判断した場合、当該会員に通知することなく、当該情報または文書等を削除することができるものとします。
 - (1) 第11条各号の禁止行為に該当する場合、もしくは本サービスの各種オプションサービスの規約において禁止事項として定められた行為に該当する場合。
 - (2) 本サービスの保守管理上削除することが必要であると当社が判断した場合。
 - (3) 登録、提供された情報または文書等の容量が当社の機器の所定の記録容量を超過した場合。
 - (4) その他、当社が削除の必要があると判断した場合。
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、情報の削除義務を負うものではありません。
3. 当社は、本条の規定に従い情報を削除したこと、もしくは情報を削除しなかったことにより会員または第三者に発生した損害について、一切責任を負いません。

第5章 契約の解除

第14条（会員が行う契約の解約）

1. 会員が利用契約を解約しようとする場合、当社所定の方法により解約を申し入れるものとします。解約の効力発生日は、解約の意思表示が当社に到達した日が属する月の末日とします。
2. 会員は、本サービスに含まれる各サービスを、各々個別に解約する事はできないものとします。

第15条（当社が行う契約の解約）

1. 当社は、第12条第1項に基づき本サービスの利用停止を受けた会員が当社から期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、なおその事由が解消されない場合には、会員に当社の定める方法で通知することにより、利用契約を解約できるものとします。
2. 会員が以下の各号の一に該当する場合、当社は、利用停止することなく、直ちに利用契約を解約することができるものとします。
 - (1) 本規約または本サービスの各種オプションサービスの規約の一に違背する行為を行った場合。
 - (2) 当社への申告、届出内容に虚偽があった場合。
 - (3) 料金等の支払債務の履行遅延または不履行があり、当社から期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、なおその事実を解消しなかった場合。
 - (4) 本サービスの利用契約成立後に、第5条第2項各号に該当する事由の存在が判明した場合。
 - (5) その他、合理的な理由に基づいて、不適切・不相当と認められる行為の場合。
3. 利用契約が解約された場合、会員は、利用契約に基づく一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、未払債務の全額を直ちに当社に支払うものとします。この場合も、第9条および第10条の規定が適用されるものとします。
4. 前項に定めるものの他、契約解約の有無にかかわらず、第2項に定める解約原因に関連して、または契約解約に伴って、当社が特に著しい損害を被った場合、当社は会員に対し、その賠償請求を行うことができるものとします。

第6章 その他

第16条（通知・連絡等）

1. 当社は、会員への通知・連絡等を、電子メールの送付または当社Webサイトへの掲載にて行うことがあります。
2. 会員は、随時、当社Webサイトを閲覧し、当社からの通知・連絡等を確認するものとします。
3. 本規約に基づいて当社が会員に対する通知を行うことを要する場合、当社は、通知すべき内容を当社のWebサイト上に掲示することにより、当該通知に代えることができるものとします。
4. 会員が当社Webサイトを確認したか否かに関わらず、当社がWebサイト上に通知・連絡等を掲載してから24時間を経過した場合、全ての会員に対し、通知・連絡等がなされたものとみなされるものとします。

第17条（サービスの中止等）

1. 当社は天災、事変、その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、電気通信事業法第 8 条で定める重要通信を確保するために会員に事前に通知することなく、会員に対する本サービスの全部または一部を中止する措置をとることができるものとします。
2. 当社は、前項にて定める法律上の要請の如何にかかわらず、天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがある場合、当社のシステムの保守を定期的にもしくは緊急に行う場合、または当社が設置する電気通信設備等の障害その他やむを得ない事由が生じた場合、当社の判断により本サービスの提供の全部または一部を中止することができるものとします。
3. 当社は、営業上、技術上その他の理由により、本サービスの全部または一部を廃止することがあります。

第 18 条（免責事項）

1. 当社は、本サービスの内容、および会員が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等いかなる保証も行いません。
2. 本サービスに関連して発生した会員（消費者契約法第 2 条第 1 項に定める消費者以外の会員（法人等）を除きます。）の損害について、当社の過失により、当社が損害賠償責任を負う場合の賠償の範囲は、本サービスの利用料金の 1 ヶ月分を上限とします。ただし、当該損害が当社の故意または重大な過失に起因する場合は、本項の規定は適用しません。
3. 当社は、会員が消費者契約法第 2 条第 1 項に定める消費者以外（法人等）の場合、本サービスに基づき当該会員に生じた一切の損害について、本規約にて明示的に定める以外、賠償の責任を負わないものとします。

第 19 条（自己責任の原則）

1. 会員は、本サービスの利用およびその結果につき自ら一切の責任を負うものとし、万一本サービスの利用に関連し他の会員または第三者に対して損害を与えたものとして、当社に対して当該会員または第三者から何らかの請求がなされまたは訴訟が提起された場合、当該会員は、自らの費用と責任において当該請求または訴訟を解決するものとし、当社を一切免責するものとします。
2. 当社が別途指定したもの以外の機器、方法を用いて本サービスを利用した場合に生じた不具合または損害について、当社は一切の責任を負わないものとし、会員が自らの責任でこれを処理するものとします。

第 20 条（第三者への委託）

当社は、本規約に基づく当社の業務の全部または一部を第三者に委託して行わせることができるものとします。

第 21 条（権利の譲渡制限）

本規約に別段の定めがある場合を除き、会員が、本サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

第 22 条 (サービスの利用)

1. 会員は、本規約その他当社が随時通知・連絡等する内容に従い、本サービスを利用するものとします。
2. 会員 ID およびパスワードを用いて本サービスが利用された場合には、会員自身が本サービスを利用したものとみなします。
3. 前項の他、当社は、本サービスの種類等に応じ、その利用にあたって別途制限事項を設けることがあります。この場合、会員は当該制限事項に従うものとします。
4. 会員は、本サービスを通じて発信する情報につき一切の責任を負うものとし、当社に何等の迷惑または損害を与えないものとします。
5. 本サービスの利用に関連して、会員が他者に対して損害を与えた場合、または会員が他者と紛争を生じた場合、当該会員は自己の費用と責任で解決するものとし、当社に何等の迷惑または損害を与えないものとします。
6. 当社は、会員が Web サイトを閲覧する場合に、児童ポルノアドレスリスト（一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が提供する児童ポルノアドレスリストをいいます。）に基づき、当該 Web サイト、画像又は映像等の閲覧を制限することがあります。
7. 当社は、本サービスのインターネット接続において、悪意のある第三者により会員が利用している端末がコンピューターウイルスやワーム、スパイウェア等へ感染することにより、個人情報搾取等の会員の不利益となることを防ぐため、以下の対応を行います。なお、以下対応は完全性を保証するものではなく、また遮断されたインターネット接続への影響について、当社は責任を負いません。
 - (1) 会員がインターネットサービスへアクセスする場合、そのアクセス要求に付随するドメイン情報を自動的に検知し、当社の保持している悪意のあるサーバーのドメインリストと照合いたします。
 - (2) 照合の結果、当該ドメインリストと合致する場合、その通信を遮断します。
8. 会員は第 7 項 (1) および (2) に同意しない場合、当社が別途定める方法により、その機能を無効にすることができます。

第 23 条 (ID およびパスワードの管理)

1. 本サービスの利用に関して会員に ID およびパスワードが付与される場合、当該会員は、ID およびパスワードを管理する責任を負います。
2. ID およびパスワードの譲渡、名義変更はできません。
3. 当社は、ID およびパスワードの使用上の過誤や第三者の使用による損害の責任を負いません。
4. 会員は、ID およびパスワードを忘れた場合や第三者に知られた場合には、速やかに当社に届け出るものとします。

第 24 条 (著作権等)

1. 会員は、本サービスを通じて当社が会員に提供する情報（映像、音声、文章等を含む。以下同じ）に関する著作権その他一切の権利が、当社または当社に対して当該情報を提供した第三者に帰属するものであることを確認します。
2. 会員は、本サービスを通じて当社から提供される情報を自己の私的使用の目的にのみ使用する

ものとし、商業目的に利用したり、他者への転送や一般公衆が閲覧できる Web サイト等への掲載をしたり、私的使用の範囲を超える目的で複製し、出版し、放送し、公衆送信するなどを行ってはならず、および第三者をして行わせてはならないものとします。

第 25 条（パーソナルデータの取り扱い）

当社は、お客さまのパーソナルデータを「プライバシーポリシー」に定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲において取り扱うこととします。

第 26 条（準拠法）

本規約に関する準拠法は、日本法とします。

第 27 条（管轄裁判所）

会員と当社との間で本サービスに関して紛争が生じた場合は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

第 7 章 プレミアムに関する特約

第 28 条（プレミアムについて）

1. プレミアムとは、Yahoo! BB の全会員に対して提供するプロバイダーサービスに、LINE ヤフー株式会社が定める「Yahoo! BB サービス会員規約」の「プレミアムプラン特約」に定めるサービスを追加したプロバイダープランをいいます。
2. プレミアムは、24 ヶ月継続利用することに同意して申し込みを行う会員に対して提供されるサービスです。

第 29 条（契約の成立）

<本サービスと同時にプレミアムに申し込みを行った会員>

第 5 条第 1 項に定める本サービスの契約成立日に準じるものとします。

<本サービスを既に契約している会員>

プレミアムの申し込みを当社が受諾した日の翌日に契約が成立するものとします。

第 30 条（課金開始日）

<本サービスと同時にプレミアムに申し込みを行った会員>

第 7 条に定める本サービスの課金開始日に準じるものとします。

<本サービスを既に契約している会員>

プレミアムの申し込みを当社が受諾した日の翌日とします。なお、当該日が属する月のプレミアムの利用料金は日割り計算しないものとします。

第 31 条（契約期間および解除料）

1. プレミアムの課金開始日の属する月を 1 ヶ月目として、24 ヶ月目の末日までを契約期間とし、契約期間の満了の月までに解約の申し込みを行わなかった場合は、更に 24 ヶ月間を契約期間として自動更新されるものとします。

2. プレミアムの解除料は以下に定める通りとします。

契約期間の満了日が属する月、翌月および翌々月以外の月に、会員によるプレミアムの解約、または当社によるプレミアムの契約の解除をした場合、会員は解除料として 3,300 円（税込）を一括して当社の定める期日までに支払うものとします。ただし、2022 年 7 月 1 日以降に本サービスの契約が成立した会員のプレミアムの解除料は 673 円（税込）とします。

（2009 年 7 月 24 日制定実施）

（2009 年 11 月 1 日改定実施）

（2011 年 4 月 21 日改定実施）

（2013 年 4 月 19 日改定実施）

（2013 年 6 月 1 日改定実施）

（2014 年 10 月 2 日改定実施）

（2015 年 2 月 4 日改定実施）

（2016 年 12 月 7 日改定）

（2017 年 1 月 16 日上記改定実施）

（2020 年 4 月 1 日改定実施）

（2021 年 4 月 1 日改定実施）

（2021 年 7 月 1 日改定実施）

（2022 年 4 月 1 日改定実施）

（2022 年 7 月 1 日改定実施）

（2023 年 4 月 1 日改定実施）

（2023 年 6 月 1 日改定実施）

（2023 年 10 月 2 日改定実施）

（2025 年 1 月 16 日改定実施）

（2025 年 4 月 1 日改定実施）